

令和 8 年度介護支援専門員再就業等支援事業の実施に伴う
介護と仕事の両立支援制度整備奨励金交付要綱

8 福祉高介第 8 9 8 号
令和 8 年 7 月 1 3 日

(目的)

第 1 条 本要綱は、介護支援専門員再就業等支援事業実施要綱（令和 7 年 8 月 1 9 日付 7 福祉高介第 8 6 3 号。以下「実施要綱」という。）第 1 0 条の規定に基づき交付する、介護と仕事の両立支援制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）に関し必要な事項を定め、もって事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(奨励金の対象事業者)

第 2 条 奨励金の対象事業者は以下に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 都内で事業を営み、常時雇用する労働者数が 300 人以下であること。
- (2) 都内勤務の常時雇用する労働者を 2 名以上雇用していること。
- (3) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。

(奨励金の交付額等)

第 3 条 奨励金の交付額は、実施する取組に応じて下記のとおりとする。

- (1) 相談窓口の整備 3 0 万円
- (2) 初期集中支援制度の創設 5 0 万円
- (3) 初期集中支援制度の活用促進 2 0 万円
- (4) 介護と仕事の両立支援に係る取組の他企業への P R 2 0 万円

2 前項各号の要件を満たした場合の奨励金の交付は、前項（3）を除き、各 1 回を限度とする。

(奨励金交付要件等)

第 4 条 前条に掲げる奨励金の交付要件等は下記のとおりとする。

取組事項	奨励金交付要件（全てを満たしていること）	備考
(1) 相談窓口の整備	ア 実施要綱第 9 条に基づき、都が派遣する介護支援専門員から、相談窓口の整備に向けた提案又は助言を受けている。 イ 介護と仕事の両立に関する従業員向け相談窓口を設置している。 ウ 従業員に対し、相談窓口について周知し、利用しやすい体制を整えている。 エ 就業規則にイについて明記し、労働基準監督署に届出している。	
(2) 初期集中支援制度の創設	ア (1)に定める相談窓口の整備を実施している。 イ 介護に直面した従業員を対象に、介護に関連する経費支援として従業員一人あたり最低 1 0 万	・制度の対象とする従業員は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉

	円相当の実費やバウチャーを給付する制度を整備している。 ウ 従業員に対し、初期集中支援制度について周知し、利用しやすい体制を整えている。 エ 就業規則にイについて明記し、労働基準監督署に届出している。	に関する法律（平成三年法律第七十六号）第 16 条の 5 に規定する介護休暇の申出をすることができる者に準じること。 ・介護に関連する経費は、当該従業員が、要介護状態にある対象家族の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話（以下「介護等」という。）に要した経費とすること。ただし、介護離職防止のため初期段階での集中的な支援を行う本事業の趣旨に鑑み、原則として、当該従業員が、介護等に直面してから 6 か月程度以内に生じた経費とすること。 ・自社における補助制度のほか、サービス提供事業者との法人契約等によることも可とする。
（３）初期集中支援制度の活用促進	ア 前年度以前に第 3 条（２）の交付を受けていること。 イ （２）初期集中支援制度により前年度以前に従業員 2 名以上（これまでに利用実績があるとして交付要件とされた者を除く。）の利用実績があること。 ウ イに係る従業員を申請日現在においても、雇用していること。	申請者は、下記の書類を具備し、都が求めた場合には、提出をすること。 ・従業員が提出した「制度利用申出書」等、介護に直面したことがわかる書類 ・従業員が提出した「制度実績報告書」等、制度を利用したことがわかる書類 ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等、当該従業員が常時雇用されていることがわかる書類
（４）介護と仕事の両立支援に係る取組の他企業への P R	ア （１）に定める相談窓口の整備を実施している。 イ （１）又は（１）及び（２）両方の実施成果を、下記いずれかで公表している。 ①自社ホームページへの掲載 ②業界紙等への掲載 ③その他これに準じるもの	

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認められるときは奨励金の交付を決定し、当該交付決定の内容及びこれに付した条件等について申請者に通知する。適当と認められないときは、奨励金の不交付を決定し、当該不交付決定の内容及び理由について申請者に通知する。

2 知事は、前項による交付決定を行った場合は、速やかに申請者に奨励金を支払うものとする。

(交付申請の撤回)

第7条 申請者は、奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(奨励金の交付方法)

第8条 奨励金は、第6条で交付決定した額を確定払で交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、実施要綱又は本要綱に基づく指示に違反したとき。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、申請者にその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 知事は、第9条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、申請者にその命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

知事は、奨励金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から新たに都が指定した納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 1 2 条 知事は、申請者に対し奨励金の返還を命じ、申請者が当該奨励金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(他の補助金等との併給)

第 1 3 条 同一の事由により支給要件を満たすことになる国、都又は区市町村等が実施する助成金等を受給する場合又は受給した場合は、本奨励金を受給することができない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、この奨励金の交付に必要な事項は別に定めることとする。

附 則 (令和 8 年 7 月 1 3 日付 8 福祉高介第 8 9 8 号)

この要綱は、決定の日から施行する。